

令和8年度 企業版ふるさと納税に関する支援業務 事業者公募要領

大阪府では、大阪の子どもたちの「学び」と「はぐくみ」を支えるため、平成20年12月に「大阪教育ゆめ基金」(以下、「当基金」と言う。)を設置し、子どもたちの学力を向上させる取組みや、子どもたちの豊かな心を育むための取組みなどに活用しています。また、令和6年4月からは、「母校応援ふるさと納税制度」を導入し、教育庁に対する寄附に加え、府立学校、私立高校、府立図書館等を指定した寄附も受け付け、特色や魅力のある、教育環境の整備等に活用しています。

このたび、「企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)制度」による、当基金への寄附を受け付けるため、寄附企業の紹介、仲介等の支援を行う事業者を募集します。

本業務は「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の業務です。予算が成立しない場合には、公募を実施したに留まり、効力は発生しません。

1 業務名

令和8年度 企業版ふるさと納税に関する支援業務

(1) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

なお、本業務については業務委託契約とする

(2) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水曜日)まで

(3) 契約金額

本業務については業務委託契約とし、委託料の算定は成果報酬型によるものとする。委託事業者が大阪府に対し、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託金額を支払うものとする。

- ・寄附金額×委託料率（※1円未満の単位は切り捨てとする）
- ・委託料率は20%以内（消費税及び地方消費税は別）とする
- ・上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする
- ・寄附見込企業が当基金に対して寄附を行った後、本府は速やかに受注者にこの旨を伝え、委託事業者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする

2 スケジュール

令和8年2月18日(水曜日)午後2時	公募開始
令和8年2月24日(火曜日)午後5時	質問受付締切
令和8年3月4日(水曜日)午前10時	応募書類受付開始
令和8年3月11日(水曜日)午後5時	応募書類提出締切
令和8年4月上旬頃	契約締結・業務開始
令和9年3月31日(水曜日)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。なお、応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること
- ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと

(3) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと

(4) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)

イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)

ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者

4 応募の手続き

本業務の応募手続等は、以下のとおりです。上記「3 公募参加資格」を確認のうえ、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領等の配布

大阪府教育庁教育総務企画課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180010/kyoikusomu/kikin/koubo.html>) からダウンロードしてください。(窓口、郵送等による配布は行いません。)

(2) 応募書類の提出

ア 提出方法

PDF形式のデータファイルで、電子メール(アドレス:kyoisomu-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp)で提出すること。

提出後は、大阪府教育庁 教育総務企画課 教育政策グループに対し、電話で着信確認をすること。

※オンラインストレージ等を使用しない場合、ファイルサイズは8MBまで

イ 受付期間

令和8年3月4日（水曜日）午前10時から令和8年3月11日（水曜日）午後5時まで（必着）

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とします。

(3) 応募書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 業務説明書（任意様式）

別紙「仕様書」を踏まえた業務説明を行うこと。

【必要記載事項】

- ① 受託体制 業務の実施体制、従事者の経験・資格
- ② 運営実績 同種の業務の他自治体での受託実績
- ③ 業務目的達成 業務内容及び業務目的を達成するための効果的で実現性のある手法等
- ④ 寄附依頼企業の選定 具体的なデータや根拠に基づき、寄附依頼を行う企業の選定方法
- ⑤ その他 独自のPR方法や企画など、寄附獲得に資する支援

ウ 見積書（様式2）

エ 誓約書（様式3）

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和8年2月24日（火曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

質問票（様式4）により、電子メール（アドレス：kyoisomu-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メールの件名は「（事業者名）企業版ふるさと納税に関する支援業務 質問」としてください。

イ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は教育総務企画課ホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180010/kyoikusomu/kikin/koubo.html>）

に掲載し、個別には回答しません。（電話等による問い合わせにも回答しません。）

6 審査の方法

(1) 審査方法

以下の（2）審査基準に基づき、応募書類の審査を行い、基準を満たしている事業者を契約交渉の相手方に決定します。なお、審査は全て非公開とします。

(2) 審査基準

・本公募要領「3 公募参加資格」に記載の資格を満たしているか。

・別紙仕様書「5 業務内容」に記載の業務を実施できるか。

・委託料は成果報酬型によるものとし、固定費は発生しないものであるか。また、委託料率は上限 20%

以内であるか（消費税及び地方消費税は別）。

（3）審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全ての応募事業者に通知します。

7 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。大阪府の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、契約交渉の相手方に選定されたことをもって本業務の受託者を約するものではありません。
- (2) 原則として、大阪府指定の様式により契約を締結することとなります。大阪府の契約規則など関連する例規を遵守しているものであれば、委託事業者のひな型を用いて契約締結することも可能とします。詳細は、契約交渉の相手方と協議を行います。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式5）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

8 問い合わせ先

大阪府教育庁教育総務企画課 教育政策グループ ゆめ基金応援チーム

住所 〒540-8571 大阪市中央区大手前3丁目2-12 府庁別館5階

電話番号 06-6944-9105

E-Mail kyoisomu-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp